

林業事業体木材生産力向上支援事業実施要領

令和 4 年 8 月 17 日
4 林 第 3 9 3 号
改正 令和 5 年 5 月 17 日
5 林 第 2 9 1 号

(趣旨)

第 1 知事は、府内の人工林の大半が伐採期を迎える中、これらの人工林資源を有効に活用し、木材生産量を増加させ、森林資源の循環利用を進めていく必要があり、それを担う林業事業体の育成・強化を図るため、府内の林業事業体に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号。以下「規則」という。）によるほか、この要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(事業の内容等)

第 2 本事業の事業種目、事業内容、補助額の算出方法、事業実施主体及び採択基準は別表 1 のとおりとする。

(事業計画)

第 3 事業実施主体は、別記第 1 号様式により計画期間を 5 年間とする事業計画の承認申請書を作成し、知事が別に定める期日までに提出し、承認を受けなければならない。
2 事業実施主体は、前項の規定により知事の承認を受けた事業計画書について、変更を行おうとする場合は、別記第 1 号様式により変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第 4 補助金の交付の申請は、別記第 2 号様式によるものとし、事業実施主体は知事が別に定める期日までに、別表 2 に規定する資料を添えて知事に提出しなければならない。
2 事業実施主体は、前項に規定する交付申請に関する事業の内容について、以下に該当する変更を行おうとする場合は、前項に準じて別記第 2 号様式により変更交付申請書を知事に提出しなければならない。
(1) 補助金額の増額又は 3 割を超える減額
(2) 施業予定箇所の変更

(植栽及び保育)

第 5 事業実施主体は、別記第 3 号様式により植栽及び保育計画承認申請書を作成し、第 4 の 1 に規定する交付申請書とともに知事に提出し、承認を受けなければならない。
2 事業実施主体は、第 4 の 2 の規定により施業予定箇所を変更する場合は、前項に準じて承認を受けなければならない。
3 事業実施主体は、前各項の規定により承認を受けた植栽及び保育計画書について、変

更を行おうとする場合は、別記第3号様式により変更承認申請書を作成して知事に提出し、承認を受けなければならない。

4 事業実施主体は、植栽及び保育計画書のとおり植栽及び保育を実施しなければならない。

(交付の決定)

第6 知事は、第4の1の規定による交付申請書又は第4の2の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の割当を行い、必要に応じ条件を付して交付の決定を行い、事業実施主体にその旨を通知するものとする。また、補助金を交付すべきものと認められなかったときは、不交付の決定を行い、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

(事業の着手)

第7 事業の着手は補助金の交付決定日以降とする。

2 第4の1の規定による交付申請書を提出後、補助金の交付決定前に事業の着手を行おうとする場合は、予め別記第4号様式により早期着手届を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、その日から14日を経過した日又は交付金の交付決定に係る年度の3月20日のいずれか早い日までに、別記第5号様式により実績報告書を知事に提出しなければならない。

(植栽等の報告)

第9 事業実施主体は、第5に規定する植栽及び保育計画書に記載した植栽及び鳥獣害防止施設の設置が完了したときは、速やかに、別記第6号様式により知事に報告するものとする。

2 知事は、必要に応じて植栽及び保育の実施状況について、事業実施主体に報告を求めることとし、計画書のとおり実施されていない場合には是正の指示を行えるものとする。

(補助金の額の確定)

第10 知事は、第8に規定する実績報告書の提出があった場合には、速やかにしゅん工検査を行うものとし、別に定めるしゅん工検査調書及び補助調書を作成するものとする。

2 知事は、前項のしゅん工検査の結果、事業が適正に完了していると認めるときは、前項の調書に基づき、補助金の額の確定を行い、事業実施主体に通知するとともに遅滞なく補助金を交付するものとする。

(事業計画の達成状況報告)

第11 事業実施主体は、事業計画開始年度から起算して4年目の5月31日までに、別記第7号様式により3年目終了時点の計画の達成状況を知事に報告しなければならない。

- 2 事業実施主体は、事業計画期間が終了した年度の翌年度の5月31日までに、別記第7号様式により計画の達成状況を知事に報告しなければならない。
- 3 前項の達成状況において、事業終了年度における木材生産性の目標が達成されていない場合、知事は事業実施主体に改善措置の指示を行えるものとする。

(転用の禁止)

第12 施業の完了した年度の翌年度の4月1日から起算して10年間は、施業地を転用してはならない。

(補助金の返還)

第13 知事は、事業実施主体が第9の2又は第11の3の指示に従わない場合の他、この事業の実施に当たり、第12の規定若しくは別表1に定める採択基準を満たさないことが判明した場合又は虚偽の報告を行った場合は、原則として補助金額の全額を返還させるものとする。

(その他)

第14 この事業の実施に関し必要な事項は、この要領に定めるほか、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年8月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月17日から施行する。

別表 1

事業種目	事業内容	補助額の算出方法	事業実施主体	採択基準
主伐（皆伐に限る）	搬出を伴う伐採	定額単価（知事が別に定める標準単価に間接費相当額を加えた額の10分の3の額とする。）に施業面積を乗じた額以内とする。	府内に事業所を置き、次のいずれかに該当する者 (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第11条第5項（同法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による森林経営計画の認定を受けた者 (2) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条により「林業事業体経営合理化計画」を作成し、知事の認定を受けた者 (3) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により知事が公表した民間事業者	次のすべての要件を満たすこと。 (1) 事業計画終了年度における木材生産性が事業計画開始前年度と比べて1.3倍以上に増加する見込みがあること。 (2) 伐採が完了した年度の翌年度の4月1日から起算して2年以内に施業面積の全部において植栽及び鳥獣害防止施設設置が確実に実施されること。 (3) 施業面積が0.5ヘクタール以上であること。ただし、やむを得ない事情により複数の施業箇所となる場合は1施業箇所当たり0.1ヘクタール以上かつ合計面積が0.5ヘクタール以上であること。 (4) 過去5年以内に国又は府の補助事業による間伐等の森林整備を実施していない森林で実施すること。 (5) 植栽に使用する樹種及び植栽本数は、施業箇所の市町村森林整備計画に定められているとおりであること。

別表 2

資料名	様式・内容等
施業箇所位置図	縮尺 5 万分の 1 の地形図又は管内図等に施業（予定）箇所の位置を記したもの
施業図	縮尺 5 千分の 1 の森林計画図等に施業（予定）箇所を示した図面
その他	<p>ア 事業実施主体としての要件を満たしていることが確認できる書類（森林経営計画、伐採及び伐採後の造林届（又は適合通知）又は保安林における伐採許可証の写し等）</p> <p>イ 事業実施主体が森林所有者でない場合に、当該事業を実施する権限を有していることが確認できる書類（受委託契約書、分収林契約書等の写し）</p> <p>ウ 事業実施主体が事業実施主体以外の者に作業を実施させる場合に、当該委任等の関係が確認できる書類（委託又は請負契約書の写し）</p> <p>エ その他知事が必要と認める書類</p>

注)

- 1 施業（予定）箇所の位置、区域、面積（及び施業状況）がわかるオルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。以下同じ。）等を提出する場合は、施業箇所位置図及び施業図を省略できる。
- 2 交付申請時に添付することができない資料については、その理由を記載した文書を交付申請書に添付すること。
- 3 上記により交付申請時に添付できない資料については、実績報告書と併せて提出すること。